

別表(第2条関係)

アニメーションの制作に関する業務

	業務の領域
ア	企画・開発
イ	作画(動画、原画)
ウ	背景・美術
エ	彩色・仕上げ
オ	CG
カ	撮影・特殊効果
キ	音響
ク	声優
ケ	上記ア～ク以外で、アニメーション制作に関する業務に該当すると知事が認める業務

※まんが、デジタルコミック、ゲーム等の事業を行うアニメ周辺企業は対象外とする。